

災害時における応急作業等の協力に関する協定書

山武郡市広域水道企業団（以下「甲」という。）と山武管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力要請）

第2条 災害時において、甲が被害状況調査、又は応急給水作業や応急復旧作業を必要とする時は、甲は乙に対し協力を要請することができる。

（協力体制）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに対応するため、あらかじめ組合員の中から対応する区域又は区間を定めておかなければならない。
2 乙は、理事のうち少なくとも1名を甲が設置した災害対策本部に参集させ、応急復旧作業の状況を把握するとともに組合員に対し必要な指示を行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、乙に要請を行うときは、口頭、電話等の手段により行うものとする。
2 乙は、前項の手段によっても甲との連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、自主判断により災害時の被害状況調査及び応急復旧作業を実施できるものとする。この場合、乙は、甲に実施状況を適宜報告するものとする。

（応急給水作業）

第5条 乙は、第4条第1項により応急給水作業を行う場合は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、作業を行うものとする。

（資機材等の提供）

第6条 乙は、あらかじめ災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を甲に報告するものとする。
2 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由が無い限り資機材等を提供するものとする。

（完了報告）

第7条 乙は、災害時応急対策が完了したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請により、乙が応急復旧作業等に要した費用は、応急復旧作業が終了後、甲の認定を受けた後に甲に請求するものとする。

（災害補償）

第9条 乙は、甲の要請により応急活動に従事した者に事故が発生した場合、乙の責任において処理することとする。

（組合員の名簿）

第10条 乙は、組合員の名簿を甲に提出するものとし、組合員に異動があったときは、その都度速やかに甲に報告するものとする。

（期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも異議の申し立てのないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

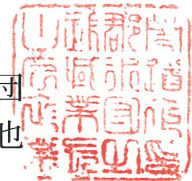
（適用）

第13条 この協定は、締結の日から適用する。
2 平成13年3月1日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年 3月 5日

甲 東金市家徳361-8
山武郡市広域水道企業団
企業長 川島 伸也



乙 東金市家徳250-1
山武管工事業協同組合
理事長 高橋 洋一

